

甲賀市地域防災計画 新旧対照表  
【コロナウイルス等の感染症予防を前提とする防災対策】

資料 2

新	旧	備考欄
<p>第3章 災害に強いまち・人・システムづくり</p> <p>第1節 防災ビジョン</p> <p>第1 重点施策</p> <p>3. 災害に強いシステムづくりにおける重点施策</p> <p>(1) 階層的な防災体制（防災階層）の構築 《略》</p> <p>(2) 多様な視点に基づく災害時における避難システムを整備する。 ア安全な避難所等の整備 《略》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備の設置（発電機等）</li> <li>・<u>感染症対策資材の備蓄（パーティション・消毒薬等）</u></li> <li>・調理に必要な燃料の確保（携帯用コンロ等）・感染症対策</li> </ul>	<p>第3章 災害に強いまち・人・システムづくり</p> <p>第1節 防災ビジョン</p> <p>第1 重点施策</p> <p>3. 災害に強いシステムづくりにおける重点施策</p> <p>(1) 階層的な防災体制（防災階層）の構築 《略》</p> <p>(2) 多様な視点に基づく災害時における避難システムを整備する。 ア安全な避難所等の整備 《略》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用電源設備の設置（発電機等）</li> <li>・調理に必要な燃料の確保（携帯用コンロ等）・感染症対策</li> </ul>	<p>I-3-5頁</p> <p>【新設】</p>

甲賀市地域防災計画 新旧対照表  
【コロナウイルス等の感染症予防を前提とする防災対策】

資料 2

新	旧	備考欄																																								
<p>第5章 災害に強い人づくりの推進 第2節 自主防災組織等の育成強化 第1 自主防災組織育成計画 9. 自主防災組織の活動 ■自主防災組織の活動</p> <table border="1" data-bbox="125 496 840 1345"> <tr><td colspan="2">自主防災組織の活動</td></tr> <tr><td>平常時</td><td>《省略》</td></tr> <tr><td rowspan="14">災害時</td><td>他の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア関係団体、消防団及び関係団体との区域分担、役割分担の調整</td></tr> <tr><td>災害に対する警戒活動</td></tr> <tr><td>災害情報・被害情報の収集・伝達の協力と市への報告</td></tr> <tr><td>出火防止・初期消火活動</td></tr> <tr><td>自主避難場所（避難時の参集場所等）の開設運営</td></tr> <tr><td>浸水排除・堤防補強・修復活動の協力</td></tr> <tr><td>負傷者の救出・応急手当・搬送</td></tr> <tr><td>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、・指示（緊急）の伝達、避難した後の確認等</td></tr> <tr><td>避難行動要支援者の救出、避難支援等への協力</td></tr> <tr><td>避難誘導・避難所の開設と運営への協力</td></tr> <tr><td>避難所に収容されていない被災者への救援活動</td></tr> <tr><td>炊き出し・配送・配給・給水等の実施</td></tr> <tr><td>救援物資の早期分類と分配</td></tr> <tr><td>被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した活動</td></tr> <tr><td>その他災害応急対策活動</td></tr> </table>	自主防災組織の活動		平常時	《省略》	災害時	他の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア関係団体、消防団及び関係団体との区域分担、役割分担の調整	災害に対する警戒活動	災害情報・被害情報の収集・伝達の協力と市への報告	出火防止・初期消火活動	自主避難場所（避難時の参集場所等）の開設運営	浸水排除・堤防補強・修復活動の協力	負傷者の救出・応急手当・搬送	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、・指示（緊急）の伝達、避難した後の確認等	避難行動要支援者の救出、避難支援等への協力	避難誘導・避難所の開設と運営への協力	避難所に収容されていない被災者への救援活動	炊き出し・配送・配給・給水等の実施	救援物資の早期分類と分配	被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した活動	その他災害応急対策活動	<p>第5章 災害に強い人づくりの推進 第2節 自主防災組織等の育成強化 第1 自主防災組織育成計画 9. 自主防災組織の活動 ■自主防災組織の活動</p> <table border="1" data-bbox="999 496 1713 1345"> <tr><td colspan="2">自主防災組織の活動</td></tr> <tr><td>平常時</td><td>《省略》</td></tr> <tr><td rowspan="14">災害時</td><td>他の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア関係団体、消防団及び関係団体との区域分担、役割分担の調整</td></tr> <tr><td>災害に対する警戒活動</td></tr> <tr><td>災害情報・被害情報の収集・伝達の協力と市への報告</td></tr> <tr><td>出火防止・初期消火活動</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td>浸水排除・堤防補強・修復活動の協力</td></tr> <tr><td>負傷者の救出・応急手当・搬送</td></tr> <tr><td>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、・指示（緊急）の伝達、避難した後の確認等</td></tr> <tr><td>避難行動要支援者の救出、避難支援等への協力</td></tr> <tr><td>避難誘導・避難所の開設と運営への協力</td></tr> <tr><td>避難所に収容されていない被災者への救援活動</td></tr> <tr><td>炊き出し・配送・配給・給水等の実施</td></tr> <tr><td>救援物資の早期分類と分配</td></tr> <tr><td>被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した活動</td></tr> <tr><td>その他災害応急対策活動</td></tr> </table>	自主防災組織の活動		平常時	《省略》	災害時	他の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア関係団体、消防団及び関係団体との区域分担、役割分担の調整	災害に対する警戒活動	災害情報・被害情報の収集・伝達の協力と市への報告	出火防止・初期消火活動		浸水排除・堤防補強・修復活動の協力	負傷者の救出・応急手当・搬送	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、・指示（緊急）の伝達、避難した後の確認等	避難行動要支援者の救出、避難支援等への協力	避難誘導・避難所の開設と運営への協力	避難所に収容されていない被災者への救援活動	炊き出し・配送・配給・給水等の実施	救援物資の早期分類と分配	被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した活動	その他災害応急対策活動	<p>I-5-9頁</p> <p>【新設】</p>
自主防災組織の活動																																										
平常時	《省略》																																									
災害時	他の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア関係団体、消防団及び関係団体との区域分担、役割分担の調整																																									
	災害に対する警戒活動																																									
	災害情報・被害情報の収集・伝達の協力と市への報告																																									
	出火防止・初期消火活動																																									
	自主避難場所（避難時の参集場所等）の開設運営																																									
	浸水排除・堤防補強・修復活動の協力																																									
	負傷者の救出・応急手当・搬送																																									
	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、・指示（緊急）の伝達、避難した後の確認等																																									
	避難行動要支援者の救出、避難支援等への協力																																									
	避難誘導・避難所の開設と運営への協力																																									
	避難所に収容されていない被災者への救援活動																																									
	炊き出し・配送・配給・給水等の実施																																									
	救援物資の早期分類と分配																																									
	被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した活動																																									
その他災害応急対策活動																																										
自主防災組織の活動																																										
平常時	《省略》																																									
災害時	他の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア関係団体、消防団及び関係団体との区域分担、役割分担の調整																																									
	災害に対する警戒活動																																									
	災害情報・被害情報の収集・伝達の協力と市への報告																																									
	出火防止・初期消火活動																																									
	浸水排除・堤防補強・修復活動の協力																																									
	負傷者の救出・応急手当・搬送																																									
	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、・指示（緊急）の伝達、避難した後の確認等																																									
	避難行動要支援者の救出、避難支援等への協力																																									
	避難誘導・避難所の開設と運営への協力																																									
	避難所に収容されていない被災者への救援活動																																									
	炊き出し・配送・配給・給水等の実施																																									
	救援物資の早期分類と分配																																									
	被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した活動																																									
その他災害応急対策活動																																										

甲賀市地域防災計画 新旧対照表  
【コロナウイルス等の感染症予防を前提とする防災対策】

資料 2

新	旧	備考欄
<p>第6章 災害に強いシステムづくりの推進</p> <p>第2節 避難体制の充実</p> <p>第1 避難場所・避難所指定計画</p> <p>2. 事業計画</p> <p>(3) 避難所の整備</p> <p>オ 避難所の機能</p> <p>《略》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者に対応可能な福祉避難室の整備</li> <li><u>・パーティションや消毒薬等の感染症対策資材の備蓄</u></li> <li>救護用資機材の整備</li> </ul> <p>《略》</p> <p><u>ク 避難所運営マニュアルの充実</u></p> <p><u>災害発生時における、避難所の開設および運営の具体的な行動を明記した「避難所運営マニュアル」の充実を行い、避難所運営訓練を通して迅速な開設に向けた準備、体制づくりに努める。</u></p>	<p>第6章 災害に強いシステムづくりの推進</p> <p>第2節 避難体制の充実</p> <p>第1 避難場所・避難所指定計画</p> <p>2. 事業計画</p> <p>(3) 避難所の整備</p> <p>オ 避難所の機能</p> <p>《略》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者に対応可能な福祉避難室の整備</li> <li>救護用資機材の整備</li> </ul> <p>《略》</p>	<p>I-6-6頁</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>
<p>第7章 災害時の応急対策</p> <p>第17節 避難救出計</p> <p>第2 避難及び避難誘導</p> <p>(1) 避難は、原則として避難者による自力避難とする。</p> <p>(2) <u>市民等は、多様な避難先への分散避難を前提に、あらかじめ避難場所と避難経路を決めておくこと。</u></p> <p>(3) 大雨時には、防災・災害情報を幅広く収集すること。</p>	<p>第7章 災害時の応急対策</p> <p>第17節 避難救出計画</p> <p>第2 避難及び避難誘導</p> <p>(1) 避難は、原則として避難者による自力避難とする。</p> <p>(2) <u>市民等は、あらかじめ自らの避難場所と避難経路を把握しておき、安全な経路を選択すること。</u></p> <p>(3) 大雨時には、防災・災害情報を幅広く収集すること。</p>	<p>I-7-69頁</p> <p>【変更】</p>

甲賀市地域防災計画 新旧対照表  
【コロナウイルス等の感染症予防を前提とする防災対策】

資料 2

新	旧	備考欄
<p>(4) <u>土砂崩れや堤防の決壊、河川氾濫によって家屋が損壊するおそれのある地域に居住している人は、身の安全を確保するため、事態が悪化する前に早期避難する。</u></p> <p>第 4 避難場所・避難所の指定</p> <p>3. 避難所への避難順序</p> <p><u>災害の発生が予想される、又は発生した場合、ためらわず事前に決めた避難場所に避難する。</u>そこで、人員の確認を行うとともに、当該避難場所が危険な場合は他の定緊急避難場所に避難する。また、<u>災害が発生</u>した後において、浸水や倒壊等で住宅に居住できない被災者については、その対象者数や避難所の状況に応じ、指定避難所に移動する。</p> <p>4. 多様な避難場所</p> <p><u>市の指定緊急避難場所や指定避難所以外にも地域の集会所や親戚知人宅、宿泊施設、車中泊など市民が身の安全が確保できる避難先をあらかじめ把握する。</u></p> <p>第 5 避難所の開設等</p> <p>2. 避難所の開設</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>ア 避難所の管理</p> <p>《略》</p> <p>イ 管理様式</p>	<p>(4) <u>土砂崩れや堤防の決壊によって家屋が流出するおそれがある地区や氾濫の影響で家屋が浸水するおそれがある地区に居住している人は、身の安全を確保するため、事態が悪化する前に早期に避難する。</u></p> <p>第 4 避難場所・避難所の指定</p> <p>3. 避難所への避難順序</p> <p><u>災害が発生した場合、まず身近な集会所・公民館、小学校等の指定緊急避難場所に避難する。</u>そこで、人員の確認を行うとともに、当該避難場所が危険な場合は他の指定緊急避難場所に避難する。また、<u>被災</u>した後において、浸水や倒壊等で住宅に居住できない被災者については、その対象者数や避難所の状況に応じ、指定避難所に移動する。</p> <p>第 5 避難所の開設等</p> <p>2. 避難所の開設</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>ア 避難所の管理</p> <p>《略》</p> <p>イ 管理様式</p>	<p>【変更】</p> <p>1-7-73頁</p> <p>【追加】</p> <p>【変更】</p> <p>【変更】</p> <p>【新設】</p> <p>1-7-75頁</p>

甲賀市地域防災計画 新旧対照表  
 【コロナウイルス等の感染症予防を前提とする防災対策】

資料 2

新	旧	備考欄
<p>《略》</p> <p>ウ 給水、給食等の実施</p> <p>《略》</p> <p>エ 健康対策</p> <p>《略》</p> <p><u>オ 公衆衛生</u></p> <p><u>感染症予防の観点から避難所の三密対策を行う。平時から管理体制の構築や資材備蓄をするとともに、定員についても調整する。</u></p> <p>カ 福祉避難所の開設</p> <p>《略》</p>	<p>《略》</p> <p>ウ 給水、給食等の実施</p> <p>《略》</p> <p>エ 健康対策</p> <p>《略》</p> <p>オ 福祉避難所の開設</p> <p>《略》</p>	<p>【新設】</p>